

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋 孝眞

- 1 日時  
平成 28 年 4 月 13 日（水曜日）  
午前 10 時 2 分開会、午後 2 時 17 分散会  
（うち休憩 正午～午後 1 時 3 分）
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、  
菅野ひろのり委員、嵯峨耆朗委員、川村伸浩委員、渡辺幸貫委員、高田一郎委員、  
吉田敬子委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
小原担当書記、神田担当書記、工藤（祝）併任書記、工藤（亘）併任書記、  
森山併任書記
- 6 説明のため出席した者  
紺野農林水産部長、小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、  
上田副部長兼農林水産企画室長、伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、  
阿部林務担当技監、五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、  
佐藤競馬改革推進室長、高橋理事心得、黒田参事、及川参事兼団体指導課総括課長、  
中村農林水産企画室企画課長、小島農林水産企画室管理課長、  
菊池団体指導課指導検査課長、伊藤流通課総括課長、中南農業振興課総括課長、  
菊池農業振興課担い手対策課長、高橋農業普及技術課総括課長、  
鷺野農村計画課企画調査課長、千葉農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、  
松岡農産園芸課水田農業課長、藤代畜産課総括課長、菊池畜産課振興・衛生課長、  
佐々木林業振興課総括課長、佐々木森林整備課総括課長、及川森林整備課整備課長、  
漆原森林保全課総括課長、赤平水産振興課漁業調整課長、志田漁港漁村課総括課長、  
阿部漁港漁村課漁港課長、佐々木競馬改革推進室競馬改革推進監、  
星野県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件

(1) 継続調査

ア 岩手県果樹農業振興計画について

イ 岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画について

9 議事の内容

○高橋孝眞委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

小原担当書記。

神田担当書記。

小島併任書記。

工藤併任書記。

工藤併任書記。

森山併任書記。

次に、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、新任の紺野由夫農林水産部長を御紹介いたします。

○紺野農林水産部長 紺野でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋孝眞委員長 続きまして、新任の鈴木浩之理事をご紹介いたします。

○鈴木理事 鈴木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 紺野農林水産部長から農林水産部の新任の方々を御紹介願います。

○紺野農林水産部長 それでは、紹介させていただきます。

小岩一幸農政担当技監兼県産米戦略室長。

阿部義樹林務担当技監。

黒田敏彦参事。

及川健一参事兼団体指導課総括課長。

小島純農林水産企画室管理課長。

中南博農業振興課総括課長。

千葉匡農村建設課総括課長。

藤代克彦畜産課総括課長。

菊池伸也畜産課振興・衛生課長。

佐々木誠一森林整備課総括課長。

及川竜一森林整備課整備課長。

漆原隆一森林保全課総括課長。

赤平英之水産振興課漁業調整課長。

志田悟漁港漁村課総括課長。

佐々木真一競馬改革推進室競馬改革推進監。

以上をもちまして、新任職員の紹介を終わります。

○高橋孝眞委員長 以上で執行部職員の紹介を終わります。御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、岩手県果樹農業振興計画について調査を行います。調査の進め方についてありますが、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○高橋農産園芸課総括課長 岩手県果樹農業振興計画について説明させていただきます。

策定の趣旨についてありますが、この計画は国が果樹農業振興特別措置法に基づき平成27年4月に新たな果樹農業振興基本方針を定めたことを受けまして、県としまして旧計画を見直し、平成28年3月に新たな岩手県果樹農業振興計画を策定したものでございます。

計画の期間は平成28年度から平成37年度までの10年間でございます。

計画の目標につきましては、そこに示してありますとおり五つの品目について目標を立てております。リンゴが本県の産出額の8割以上を占める基幹品目であること、ブドウがそれに次ぐ品目でございます。桜桃は県北地域を中心に振興を図る品目でございまして、桃につきましては今後温暖化にも対応し、生食用を拡大するということが果樹振興上、重要な品目ということで掲げてございます。あわせて地域特産果樹について目標を掲げてございます。詳細な目標や内容につきましては後ほど説明させていただきます。

次に、4の取り組み内容についてでございますが、(1)から(4)までが生産面での取り組みで、(5)から(7)までが流通、販売面での取り組みでございます。

詳しい内容につきましては、次のページで説明をさせていただきます。本県のリンゴは栽培面積で全国第3位であるということでございますが、収穫量としては6%ほどの低いシェアとなっております。しかし、全国一の矮化栽培の普及率という強みを生かしまして、高品質なものを効率よく生産することで、品質で勝負する生産性、市場性の高い産地づくりを推進するということを重点項目としてございます。

基本的な考え方については三つの事項を掲げてございます。単収の向上を図り、生産量を維持すること。高品質な果実生産を推進すること。さらには経営体の規模拡大、生産構造改革を推進することでございます。

(2)の推進方針についてです。アの担い手への支援につきましては、(ア)の①、②でございます。園地の出し手と受け手のリストアップをしまして、そのマッチングを図りながら国の補助事業等を活用して農地の集積を図ります。それから新植、改植を進めまして、担い手の経営規模拡大を進めてまいりたいと考えてございます。あわせて、③では経営規模拡大にあわせて省力化技術の導入や普及。⑤では、新規栽培者の掘り起こしを掲げてございます。

それから、(ウ)でございますが、産地の維持のためには小規模経営体への支援も重要と考えてございまして、特に既存の共同防除組織等への支援等を進めることとしてございます。

イの産地構造改革の推進につきましては、先ほどの担い手の経営規模拡大と関連します

が、雇用労力の確保の支援に取り組んでまいります。

さらに、重点的な課題としましては、ウの消費者ニーズに対応した果樹生産の推進でございます。これにつきましては、具体的には(ア)のところでございますが、県で育成しましたオリジナル品種、紅いわてや岩手4号、それにあわせて県以外で育成しました、はるかや紅ロマンなどの市場性の高い優良品種を導入しまして、これらの拡大を図っていきたいと考えてございます。

さらに、(ウ)では新技術の普及、例としましては優良品種の迅速な普及に向けまして、大苗移植という技術がございますが、これによって早期成園化技術の開発、普及を進めてまいります。さらに、安全、安心な果実の生産ということを盛り込んでございます。

エにつきましては、経営安定対策の推進ということで、特に自然災害、鳥獣被害に強い生産体制の整備について盛り込んでございます。

ここまです生産面での取り組みについてでございます。

続きまして、オからが流通、販売面での取り組みでございます。まずオにつきましては市場競争力の強化ということで、②の光センサー選果機等の整備による内部品質を確保した集出荷体制の構築支援を行うということです。具体的にはブランド商品の拡大と関連しますが、内部品質を重視したプレミアム商品、冬恋というリンゴでございますが、これらの差別化販売の促進を考えております。冬恋につきましては、はるかという品種の糖度や蜜入り指数の基準を設け、それをクリアしたものをこのブランド名で販売しております。ブドウの場合はシャインマスカットという品種がございますが、これが非常に食味がよく大粒で、皮ごと食べられるというよさを持っております。このような新しい品種を拡大してブランド商品を開発、それから消費拡大につなげてまいりたいということでございます。

あわせまして、出荷期間の拡大ということにつきましては、鮮度保持剤が開発されておりますので、これを利用して長期出荷に向けていきたいということでございます。

(エ)では、多様な販路確保の促進を盛り込んでございます。

(オ)では今後進める項目としまして、加工業者との連携の促進をします。①では県内でワイナリーが非常にふえてきている状況でございますので、ワイン専用品種の生産拡大を記載しております。②では、例えばリンゴのシードル等、多様な加工品開発に向けた研究の実施ということを盛り込んでございます。

カでは果実の輸出促進についても載せてございますし、キでは県産果実の消費、需要拡大対策の推進についても盛り込んでございます。

次に、果実の生産目標についてでございますが、下の米印のところに生産目標の考え方を示してございます。リンゴにつきましては、担い手の規模拡大と園地の集約、先ほど御説明しました内容で園地の若返り等を図り、そうすることで改植分の収量が増加し、生産量を徐々に増加させるということです。それから、ブドウにつきましては有望な品種への改植や贈答用品種の作付拡大を推進してまいります。桜桃につきましては、施設化の推進により品質を向上させ、生産量を増加させるということでございます。桃につきましては、

これまで加工用品種が中心でしたが、温暖化に対応して生食用の品種への転換を進めるということです。地域特産果樹につきましては、西洋梨、日本梨、ブルーベリー、柿、梅の合計でございます。

さらに、3ではこれら主要品目ごとの推進方針をそれぞれ掲げてございますが、それらの取り組みの内容を計画に盛り込んでございます。具体的には(1)から(5)にお示したとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 栽培面積が減っているのに、生産量がふえているものがありますが、この計画の目標どおりうまくいくものなのでしょうか。また、桜桃と桃は何が違うのですか。

○高橋農産園芸課総括課長 桜桃と桃につきましてはですが、桜桃はいわゆるサクランボのことでございまして、生産のときには桜桃という呼び方をしております。

目標につきましては、例えばリンゴでありますと栽培面積が若干減少しておりますが、生産量としては5万トンとふえます。これは単位面積当たりの収量が増加する計画になります。先ほど御説明いたしました、改植等によりまして園地の若返りを図っていくことを重点的に進めるということ盛り込んでおりますので、それにより単位面積当たりの生産量が増加する計画を立てているものでございます。

○嵯峨耆朗委員 推進方針で(2)のアの担い手への支援とあり、イでは雇用労力の確保とあります。ただし、高齢化と人口減少によって、いい計画目標かもしれないですけども、担い手の確保はなかなか難しいと思います。労働力不足はこの業界だけではなくて、全ての業種にわたると思うのですけれども、そこはどう想定されているのでしょうか。

○高橋農産園芸課総括課長 新たな生産者の掘り起こし等についてでございますが、例えばリンゴであれば2ヘクタール以上の生産規模であればおおむね1,000万円以上の売り上げが確保できるのではないかと考えてございまして、そのような経営を目指す担い手の方々に集中的に支援をしてまいりたいと考えてございます。2ヘクタールという規模を達成するために農地の集積等を進めて、それによりまして今申し上げたような収益が上がってくるように進めるということを考えてございます。

収益が上がれば若い人にとっても魅力のある分野になってくるということで、それらを紹介しながら新たに栽培者を目指す人を掘り起こしてまいりたいと考えてございます。特に本格的な果樹地帯では30代、40代の若手の生産者も育ってきつつありますので、新規栽培者の掘り起こしも進めてまいりたいと考えております。

それらも含めまして、目標の栽培面積は大幅にふやしているものではございませんので、現実的に達成できるように取り組める数値として定めているものでございます。

○嵯峨耆朗委員 食えるのであれば新しい生産者も出てくるだろうというのはそのとおりだと思います。ただ、人数がふえればいいのですけれども、規模拡大をすることによって、一定の面積と量を確保するという認識でいいのでしょうか。

それから雇用労力というのは、これは栽培者とは違うのですか。

県産果実の輸出促進というのがあります。台湾への果実の輸出は青森県産だけですよ。何か理由があつてのことだと伺いましたが、現在岩手県産のリンゴは台湾へ輸出されているのでしょうか。

○高橋農産園芸課総括課長 担い手につきましては、生産者がどんどんふえるという状況ではございません。そのため、産地の構造改革を進め、もう少しで2ヘクタール以上の規模になる方々を重点的に支援をしていきたいと考えてございます。そういった規模拡大に伴いまして、家族経営だけでは賄えないということで、雇用労力の確保が必要になってまいります。それをパートで雇用する場合や長期に雇用する場合などさまざまあると思いますが、そのような雇用労力の確保についても支援が必要になってくるということで、この計画に盛り込んでおるところでございます。

○伊藤流通課総括課長 台湾向けリンゴの輸出の件でございます。台湾向け輸出につきましては、平成20年度までは岩手県からも輸出されておりました。平成21年度に台湾の輸入食品検査の中で、もともとは青森県産のリンゴが不適合になるという事態が発生しました。このときに日本からの輸入につきましては農薬の基準が示されたため、台湾側が示しました農薬の基準をクリアしなければならない問題があります。また、袋がけや農地の特定などの基準が設けられています。岩手県としては台湾に対する輸出のコストや利益を考えると、台湾向け輸出の条件をクリアすることができないというのが現状でございます。

○嵯峨耆朗委員 輸出条件をクリアするためにはコストがかかるから台湾はだめだけれども、コストがかからない香港やタイはいいということですか。

県北は山ブドウの栽培が盛んです。地域特産果樹という位置づけになっているようですが、ブドウには入らないのですか。

○伊藤流通課総括課長 台湾向けの輸出の件でございます。今まで使っていた農薬が使えないとなりますと、リンゴ自体の生産性の問題が出てきます。例えば100%とれていたものが8割減になってしまうということがあります。また、袋がけしなければならないということで、労力的な問題もあります。実は全農などに対しては、台湾の消費者から輸出についての打診がないわけではございません。ただ、卸値の部分に関してはどちらかというところ岩手県産は青森県産リンゴの補完的な状況にあるということで、青森県産よりも売値が低くなってしまう状況での交渉でございます。そのため、十分注視しながら、農家にとって利益になるような輸出でなければいけないわけですので、促進は難しいという状況でございます。

○高橋農産園芸課総括課長 ブドウと山ブドウについてでございますが、ブドウにつきましては従来から本県の主力品目でございます。産出額で9億円ほどでございます。山ブドウにつきましては、地域特産的な形で栽培地域も限られておりますし、特産的な分類で生産振興が図られてきております。そのため分けて計画を策定させていただきました。

○嵯峨耆朗委員 山ブドウというのはここ20年ぐらい、県で栽培を進めて県北地域で多

く生産されている状況になっています。山ブドウ栽培は気候的に県北地域がいいだろうということで進めた経緯があると思うのです。山ブドウは加工に回すのがほとんどですが、加工に回した場合の1キログラム当たりの価格が非常に安く、せっかく生産しても採算が合わないという状態なのです。山ブドウ生産は県の方針で意識的に進めたと思っています。換金性の高いものであればよかったです、実際にはそうなっていません。ここ数年、力を入れているのは知っていますが、成果がいま一つ出ていないと感じておりますので、ぜひ今後とも振興に力を入れていただきたいと思います。

○高橋農産園芸課総括課長 委員御指摘のとおり、山ブドウにつきましてはいろいろな支援をしまして、生産をふやしたという経緯はございますが、それらにいかにか付加価値をつけて販売するかというところが一番の課題だと認識してございます。食品メーカーとの提携やワイン製造で新たな動き等も出てきておりますので、それら高付加価値化に向けた取り組みを一層加速化させまして、農家の所得が上がる取り組みを進めていく必要があると考えてございます。

○高橋元委員 主力のリンゴについて質問します。生産の現状はどうなっているのでしょうか。温暖化の影響で、例えばふじなどの品種はあと何度ぐらいまで耐えられるのでしょうか。まだしばらくは大丈夫なのか、その辺はどういう見通しなのか。

○高橋農産園芸課総括課長 温暖化の影響はございます。具体的な影響としましては赤い品種だと色づきが悪くなるとか、日較差がなくなると味がよくなるということがございます。南の産地はそういうことで苦労しているところもあると聞いておりますが、そういう気候に適した品種の開発も進めながら、いつまでということとはなかなか申し上げられませんが、当県は当分の間は大丈夫ではないかと考えてございます。

○高橋元委員 それを聞いて少し安心しました。またこの14ページに10アール当たりの生産量と労働時間の表が載っておりますけれども、これ見ますと例えば桜桃と桃というのは10アール当たりの労働時間かなり多くなっています。これとは別にこれらの10アール当たりの平均収益はどうなっているのでしょうか。

○高橋農産園芸課総括課長 15ページにリンゴの基準的な収益を示させていただいております。その他につきましては今手元に資料ございませんので、後ほど示します。

○高橋元委員 計画ではほぼ横ばいという数値になっているようで、その横ばいのところを推測するに当たり、労働時間はかなりかかるので、単収の利益と比較してなかなか拡大しにくいのではないかと思ったので、お尋ねしました。

それから桃も桜桃もしっかりとした戦略を練っていかなければならないと思っていますけれども、どういうところが課題で、どういうところに力を入れていこうとしているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○高橋農産園芸課総括課長 桜桃につきまして、収穫時期が春なので、霜の被害等を受けまして、生産が非常に不安定な面がございます。年によって収量が非常に上がり下がりすることでございますので、ハウス栽培をして被害に遭わないようにして収量を安定させる

ということが大きな課題でございます。

それから、桃につきましては今まで缶詰用の加工用向けが本県では多かったわけですが、温暖化の影響もありまして、生食用につきましては今後は生産が見込めるということで、それらの拡大を図ることによって収益を向上させるということが大きな課題でございます。

それから、先ほどお尋ねありました収益率でございますが、桜桃では2割から3割の収益率になってございますし、桃であれば4割から5割という収益率になってございます。

○高橋元委員 桜桃は県北を中心に生産されています。桃についてはどのあたりに分布しているのでしょうか。県南なのでしょうか。生食用にかえていくとなると、樹木もかえていかなければならないと思いますが、その辺の計画はどうでしょうか。

○高橋農産園芸課総括課長 生食用につきましては、県南で推進する考えでございますし、改植につきましては新しい木を植える必要がございます。改植に向けて支援する国の事業がございますので、それらを活用しながら農家の改植を支援してまいりたいと考えております。

○高橋元委員 計画を策定したばかりでありますし、平成37年度までの目標ということで、これからだと思います。農家の高齢化もありまして、若手に取り組んでいただければいいわけですが、心配しているのは10アール当たりの労働時間がかかなり多いところなのです。これが今後、課題になってくるのではないかと考えています。果樹は年間を通してさまざまな樹木から収益がありますし、ほかの稲作や畜産と複合経営することが大事ではないかと考えていますけれども、その辺の指導はどうされていますか。

○高橋農業普及技術課総括課長 果樹における新規栽培者なのですけれども、ここ過去5年間で年平均21名の方が新規参入してございます。多くは2ヘクタール以上の規模の農家の子弟の方が多いのですけれども、中にはIターンして岩手県でリンゴをつくりたいと入ってくださる方もおります。そういう方はその地域の転作農家の方に二、三年研修に入って、果樹園を手放す方から受け継ぐという事例がございます。果樹は技術的に高度なものが求められますが、果樹の栽培指導会というものは比較的ベテランの方から若い人まで多くの方が参加してそれぞれ意見交換をしながら技術を広めているという特徴がございます。そういったところで農業改良普及センターと農業指導や技術の継承をしていきたいと考えております。

○田村勝則委員 私は紫波町に住んでおりまして、果物は大好きです。例えばリンゴの場合、今の時期食べると鮮度が落ちているということがあります。ここに取り組み等がございますが、貯蔵性が高い品種や鮮度保持技術の普及による出荷期間の拡大ということで、この辺をクリアできる技術を開発していくというのが重要だと思います。四季を通じて販売を安定させるという意味では、鮮度保持剤やスマートフレッシュの利用というのもありますけれども、鮮度の保持技術を高める取り組みはどのように考えておられますか。

ブドウについてですが、需要が高くなっていて紫波町でも生産者がふえていまして、先ほどおっしゃったように皮ごと食べる大粒のブドウが多く生産されています。私自身も東



京にいる方々に大粒の品種を送るのですけれども、デパートで購入する品種と同じブドウでも全然違うと非常に喜ばれます。ただ労働時間も長く、リスクも結構あり、なかなか安定的に供給できないわけです。その辺の取り組みを、生産者の意見も聞き取りながらどのようにこれから進めていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○高橋農産園芸課総括課長 今委員からお話がありましたとおり、出荷期間の拡大、それから高品質なものの生産や出荷というものが非常に大事な点だと考えてございます。リンゴの出荷期間の拡大につきましては、岩手4号という新しい品種が非常に貯蔵性が高くなっています。あとは、他県の品種ですがシナノゴールドという貯蔵性の高い品種を入れていくということと、それからお話がありましたとおりスマートフレッシュの技術も開発されてきていますので、これからは鮮度保持剤を使うということを考えております。

今まで岩手県は、12月までの年内販売が主でしたが、年を越して長野県と青森県の出荷時期の間にうまく出荷できるような越年の販売を進めていきたいと思っています。そのときも鮮度が非常にいいジョナゴールドなどについても、その時期に出荷できるように進めておるところでございます。

ブドウについてです。シャインマスカットという品種は非常に人気がありますが、つくる面ではいろいろ苦労もあるところがあります。ただ、大粒の品種の中では比較的つくりやすいという面もありまして、これらの品種を広げてまいりたいと考えています。

そして、南の山形県より遅く出荷できるということがございますので、そういう利点なども生かして、その時期に鮮度のよいものを市場に出して、消費者の評価を高めたいと考えているところでございます。

○田村勝則委員 リンゴの場合、私の好きなのはしゃきしゃき感があるふじです。はるかという品種も出ました。大きさもあり、糖度もあり、蜜も入っておいしいわけですけれども、やはり年を越しますと、腐食が早くなり、どうしてもパサパサになってしまうということがございます。ですから、鮮度の保持技術の研究を県として取り組んでいくことがこれから重要になってくると思います。例えばバナナは年間通してそんなに変わらないわけですよね。鮮度の保持をクリアできればかなり販路も拡大していくし、リンゴ農家も生産意欲が出て、販売量もふえてくるのではないかと思うわけですが、そこはいかがでしょうか。

○高橋農業普及技術課総括課長 果樹のスマートフレッシュのような貯蔵剤は、現地の生産者と農業研究センターと一緒に組んで確かめながら、その効果を確認しているという事例がございます。そのため、今後におきましてもそういう現地のいろいろなニーズに対して、農業研究センターや農業改良普及センターが入りまして、現地の中で実習をし、効果を確認しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 国道396号線沿いはリンゴ、ブドウ、桜桃、桃全てがそろっており、フルーツラインのPR促進を昨年度から始めています。広域での取り組みということで私も注視させていただきました。農業の生産者と首都圏から来た方との交流をされていて、私

も見に行きました。これはいただいた資料の中の(7)の消費、需要拡大対策の推進に入ると思いますが、国道 396 号線沿いの取り組みの現状を県ではどのように把握されているのかをお伺いします。あとは加工業者との連携というところなのですけれども、県内のワイナリーと生産者がつながっているものはどのくらいあるのでしょうか。シードルは実際にベアレンがリンゴ生産者とつながっていて、首都圏にも販売され好評だと思いましたが、ほかにもこのような例はあるのでしょうか。

先ほど山ブドウの話がありました。工業技術センターでここ 5 年くらいの間に山ブドウを化粧品にできないかという研究をされていました。そういったものの何か取り組み状況を御存じであれば教えてください。また、これも広域振興局の取り組みだったと思うのですけれども、山ブドウと塩で加工品をつくるというのもありました。これらの販路拡大などの現在の取り組み状況を教えていただければと思います。

**○伊藤流通課総括課長** 委員がお話になりました国道 396 号線のフルーツラインは、キリングループの支援事業の一環になります。キリングループが沿岸の支援とあわせまして、被災地である生産者との交流を継続的に行うという取り組みの中の一つのプログラムで、首都圏の企業関係者やNPOの方などを巻き込みまして、地域と一緒に取り組んでいるところでございます。

私が聞いたところでは、まだ取り組み途上ということですが、首都圏のそういう関係者とのネットワークをつくるということでは非常に効果的な取り組みだと考えておりますので、私どもとしてもそういったところとタイアップしながら消費者の理解に取り組んでいければいいと思っております。

ワイナリーのお話でございます。県が広域振興局を通じて調査したところ、ブドウを使ったワイナリーは 5 工場で、792 トンをワイン用として使っています。うち山ブドウにつきましては、葛巻町の 1 工場で、56 トンを製造しております。

工業技術センターでの山ブドウのお話でございます。工業技術センターにおいて山ブドウの機能性という面で何か利用できないかということでいろいろ研究をしました。当初は県内でそれを活用する企業というのはありませんで、一時は兵庫県の醸造会社と組んでやったところでございます。現在県内の事業所の中でサプリメントとして商品化しているところがございます。昨年度の商談会などにも出展しておりまして、県内よりは首都圏、それから海外から注目が集まっているという話は聞いております。

6 次産業化の部分では、八幡平市の生産者がみずからパッケージもしっかりとしたものをつくられて、昨年の東京でのフェアに参加していただいているケースもあります。私どもとしてはそういった取り組みをどんどん応援してまいりたいと思っております。

**○中南農業振興課総括課長** 山ブドウ塩について、八幡平市の事例ということで説明させていただきます。

これについては関東地方からの新規参入の方が、こだわりを持って栽培された山ブドウの商品化をするということで、温泉熱を使い山ブドウと塩を乾燥させながら商品をつくっ

ています。県内の著名な料理人などの支援を受けながら、こだわりの商品をつかって、県内外の高級料理店に使ってもらい取り組みでございます。県が特にかかわったものではなく、民間の取り組みですが、農業とそれ以外の分野との連携ということで非常に情報発信力があるのではないかと考えておまして、産地づくりや地域の活性化にもつながるものと思います。今後とも必要に応じて支援等をしていきたいと考えております。

○吉田敬子委員 国道 396 号線沿いの取り組みは、キリングループの支援ということもあると思うのですが、PR 効果はすごくあったと思います。民間の方だけで首都圏の料理人の方を呼んで、栽培場所を見に行くというのはすごくいい取り組みだと思いました。国道 396 号線沿いにはいろいろな果樹が栽培されていて、こういった取り組みがなされたものだと思います。これをモデルにしながら、県内各地で広域的な取り組みをしていただきたいと思います。山ブドウについてのお話ですが、付加価値をつけた商品は一度ファンがつくと離れないと思います。特に女性は健康に気を使う方が多く、山ブドウはポリフェノールが高いということで私も注視しています。山ブドウの栽培者がふえないと大変なのですが、いろいろな PR をして今後とも頑張っていたきたいと思います。

○渡辺幸貫委員 リンゴについてです。果樹農業振興計画 15 ページに、10 アール当たりの労働時間が 188 時間、経営規模は 2 ヘクタールとあり、その所得は 500 万円ぐらいだと記載されていますが、この数字は正しいのでしょうか。2 ヘクタールということは、10 アールの 20 倍ですが、本当に人手が間に合うのですか。そして、収穫作業はここに入っていないです。技術的なことも含めて、労働時間が正しいかどうかお答えください。

○高橋農産園芸課総括課長 この計画に載せました仕様は、晩生のふじの経営体系としてあります。いわゆる贈答用で、高単価での販売を事例として載せておりますので、販売額はこのような数字になってございます。また、2 ヘクタールの雇用労賃を 50 万円ほど見込んでおります。家族経営ではなくて、人を雇って、高く売れる品種のふじを省力的に栽培することを目指す姿として載せました。

○渡辺幸貫委員 188 時間を 8 時間で割ると 23.5 日になり、本当にやれるのかと思うわけです。それから現実には、摘果と収穫のときにたくさんの人を雇っているわけです。今はリンゴに限って聞きましたが、人を雇えるかということが農業の今後の経営を左右するものだと思います。

私が農協に勤めていた 30 年前に、岩手県で最初に中国人を受け入れまして、施設に泊めることなどいろいろ世話をして、今日までやってきました。選果場を含めて、やはり人の確保をどうするかを考えていかないと農業はやっていけないと思います。10 年後も同じようにやっていけると書いてありますけれども、10 年後はみんな年をとるのです。先日、新聞に 1 家庭当たりの食費は、70 歳を過ぎると 1 割以上も減ると載っていました。10 年後に今よりもお年寄りがふえたならば、食事にかけるお金が減るのです。そうすると、フルーツ間の競争の中でどう生きていくかが重要になってくるわけです。しかし、この計画をみると、岩手県だけは何にも負けず、人手も確保できると書いてある気がしてならないの

です。ところが、現実には食費も消費量も米だけでなく減っていくだろうし、そして一番困るのは、手伝ってくれているアルバイトが岩手県ではもう確保できなくなることです。これは30年前からそういう状況です。例えば、今後はもっと雇用情勢が厳しくなると岩手県が予想したとします。そうすると、農家の方はこれから改植して農業を続けようと思ったけれども、そういう状況なら私の代で終わりにするという経営方針が立てられるのです。外国人を含めて雇用が確保できるというのであればいいのですが、そうでなければ現状から考えられる将来の姿を農家に教えてあげることが必要だと思うのですが、いかがお考えですか。

○高橋農産園芸課総括課長 計画の指標では、雇用の人数を1日当たり90人ほどは見込んでおりますが、今委員から御指摘のあったとおり、労力確保が現地の課題になっております。今のところは何とか確保できている状態ですが、今後は非常に大変になるという話が現地から聞こえてきておりますので、雇用確保をどう支援するのかを考えていきたいと思っております。例えば、農協が広く人を募集しまして、仲介役になって農家とマッチングをする試みだったり、季節的に南から北へ渡り歩いて手伝いをしている若い方々がいるので、そういう人を使ってはどうかなどです。また、いろいろな地域の工夫を凝らした方法を模索しているところでありまして、今後も雇用労力の確保について重点的に支援をして、経営を支えていきたいと考えております。

○渡辺幸貫委員 渡り歩く人を雇用すると言われても信じられないので、人口統計から考えて岩手県ではこれぐらいしか確保できないという見通しを出すべきだと思います。高い給料を払えば、雇用は確保できるかもしれませんが、しかし、現実には500万円の所得の中ではそう簡単に給料を払えないわけで、現実的な見通しを教えてもらえば、農家は自分の経営判断ができるのではないかと思って言っているのです。

先ほど、長野県や青森県において冷蔵庫で保管したリンゴを発泡スチロールで海外向けや夏向けに出荷するというお話がありました。鮮度保持をして出荷するというお話でした。冷蔵庫をつくるにはお金がかかりますから、農家から手数料を取らなければならないと思いますが、それでは農家は経営上やっていけなくなると思います。今はどこの農協も四苦八苦です。その中で鮮度保持の施設を誰がつくるのですか。どこかでそういう動きがあるのですか。

○高橋農産園芸課総括課長 青森県では市営で貯蔵している施設があり、大規模に1年を通して出荷しております。岩手県につきましてはそのようなものではなくて、今試みが始まった段階ですが、年内の出荷だったものを1月、2月ぐらいまで出荷できないかと考えております。したがって、まだ整備等の具体的な計画等はまだございません。農家を取り組める範囲、小規模な範囲での試みから今始めている状況でございます。

○渡辺幸貫委員 青森県の市営の貯蔵施設というのは40年以上前からの歴史なのです。私が30年前に見たときには、倉庫に人は入っておらず、段積みから全てオートメーションでした。青森県の場合は半分以上が農協系統ではなく業者系統で、すばらしい設備です。

それに見習って江刺リンゴは始めたのです。青森県はそれだけ進んでいますから、とてもこれから追いかける状況ではないと思います。これまで私はそういう質問が農家から出たときに、岩手県の場合は12月までいい品質のリンゴができて、青森県に勝てるから、12月までに売り切るのでという説明をしてきました。そして、現に江刺リンゴも勝ってきました。これは誰にも負けないように糖度、かたさ、色度まで全て調べる最新のラインをつくり、箱詰めにして出荷してきたことが大きいと私は思っています。ただ、これからは大きな投資は難しいと思います。そういうことまで加味されて岩手県のリンゴはこうあるべきだということを示してほしいと思います。そうでなければ、メニューだけたくさんあって、我々は青森県をしのぎます、また海外にも売りますときれいな答えをいただいても、それは可能なのか、農家の手取りがふえるのかと思うわけです。人手もないですし、生産は少なく、手元には400万円も残りません。恐らく採算が確保できるのは、田んぼを転作したり、空いている畑で生産するなど園地だけです。昔のように造成をして、園地をつくるということではとても採算が合わないと思います。ですから、そういうことも考えて、県から御指導をいただきたいのです。これからの担い手は、農家が少なくなってきましたから、隣から教わることがだんだん減っていくのです。県にはその辺を補完してほしいと思うのですけれども、御見解があればお願いします。

○高橋農産園芸課総括課長 委員からお話がありましたとおり、岩手県の場合は青森県に生産量で勝てないと思っております。しかし、市場から年を越しての販売に取り組んではどうかというニーズがございます。ただし、身の丈に合った投資の範囲での取り組みが現実的だと思いますので、技術を模索しながら農家の所得が上がるよう進めてまいりたいと思っております。

○渡辺幸貫委員 それに向けた補助が担保できれば、それにこしたことはありませんが、それには億単位のお金がかかることを申し上げます。

○高田一郎委員 果実は、米や野菜などの主食や副食となる食材とは異なって、どちらかというと嗜好品だと思いますので、ジュースやお菓子と競合するわけであります。そうなると、消費者のニーズと合致すれば消費もふえてくると思います。これから人口が減少していく中で、どうやって消費を拡大していくかが求められると思うのですけれども、年間1人当たりの果実の消費量はどれくらいでしょうか。

またTPPにかかわって、特に本県では主力品種でありますリンゴ、ブドウ、桜桃、桃等の影響についてはどのように検討されているのでしょうか。あわせて輸出戦略という話がありました。先ほど、TPPに参加しない台湾の話が出ましたけれども、コストがかかって輸出戦略が難儀しているとのことでした。TPPに参加することで輸出戦略がどれだけ可能になるのかどうかということもあわせてお聞きします。

○高橋農産園芸課総括課長 果実の消費についてでございます。国では1日当たり200グラムを摂取する運動を進めておりますが、働き盛りで特に摂取が少ない状況でございます。具体的には30歳から39歳まででは1日平均60グラムぐらいしかとれていないもので

す。10代でも86グラムと非常に少なくなっておりますし、69歳のあたりで150グラムぐらいとなっております。食育も重要ですし、働き盛りの世代に対してももう少しとるように需要の拡大を進めていく必要があります。

○中村企画課長 TPPによる果実への影響についてでございます。国の影響分析によりますと、影響は限定的ということでございます。本県の果実につきましては、品質面でかなりすぐれているものと思っておりますので、当然外国産と比較しても差別化が図られていますので影響は小さいと考えております。

○伊藤流通課総括課長 輸出の相手先でございますけれども、TPP参加国の中ではシンガポール、アメリカ、ベトナムです。果実に関しまして、アメリカはある程度の規制があり、認定をとらなければならないリスクがございますので、現在は動いておりません。シンガポールについては、県内からも輸出をしております。ベトナムについては、若干規制はございますけれども、昨年度に青森県が輸出に向けて動き出したように、それをクリアできる可能性はあると思っておりますので、検討してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 果実は嗜好品だという話をしましたけれども、全体の傾向として消費が決して伸びているわけではないのです。ただし、消費者のニーズに合致した場合には消費量も伸びると思います。

先ほどの説明の中でもブランド商品の拡大という説明がありました。プレミアム商品の差別化販売の促進、例えば皮ごと食べるブドウというお話がありましたけれども、これはどれだけ消費者から期待が出ているのでしょうか。また、果樹農業振興計画の中に学校給食での利用促進、あるいは県産果実や果樹農業の情報発信とありますが、これは非常に大事なことだと思うのです。消費者の中には果実を余りとり過ぎると太ってしまうという誤解がありますが、リンゴについてはアレルギーにいい効果もあるのです。ですから、正しい情報を発信して、あるいは学校現場でも給食を活用して、果実の消費を拡大していくという取り組みが非常に大事だと思うのですけれども、現在の情報発信あるいは学校給食での取り組み状況、そして今後10年間の新しい計画でどのようなことを検討されているのかをお伺いしたいと思います。

○伊藤流通課総括課長 学校給食の件でございます。私ども2年に1度、県独自に学校給食や福祉施設で県産品の地産地消率を調査しております。最新は平成26年度の調査でございます。果物は17.6%でした。平成24年度が20%でしたので、下がっております。この原因は、給食で調理が効率化されて、加工品の利用率が高まりまして、果物そのものの利用が下がっているためです。

○高橋農産園芸課総括課長 ブランド品でございますが、例えばリンゴですと、冬恋や純情はるかがございます。平成27年度において、暫定ですが約8,000万円の売り上げでして、リンゴ全体での売り上げが27億円ぐらいになっておりますので、まだ3%ぐらいの率です。これからさらに拡大を図っていきたいと考えています。

それから、情報発信につきましては、県内外の量販店でのフェアですとか、市町村長や

農協の組合長などのトップセールス等を実施してございます。品質がよいことのPRをしながら県産の果実の評価を高めていきたいと考えています。

○高田一郎委員 果実の消費量はここ何年も横ばいという状況の中ですので、やはり正しい情報発信をする必要があると思います。そして、いろいろな商品開発を行って、消費を伸ばすという取り組みに技術や知恵、財政を投入して取り組む必要があると思います。

先ほど、学校給食への活用のお話の中で、平成24年度比で後退しているとのことでした。この数字は県内のどういう数字ですか。学校で県産食材として活用しているのが2割しかないのか、その全体の果実の県内消費量が20%なのかを示してください。

○伊藤流通課総括課長 県内の農林水産物がどれだけ地元で利用されているかという調査を学校や病院、保育所、福祉施設などを対象に実施しております。これを具体的に申しますと平成26年度の調査では、果物におきまして県内産の利用が1万4,162キログラムでしたし、平成24年度は2万789キログラムでした。消費の割合につきましては、県内産と県外産との比較がございまして、県内産果物の消費が落ちている状況です。

○高田一郎委員 なぜ落ちているかという要因分析ですが、恐らくこれまで学校給食は自校方式だったものが給食センター化され、加工品を活用するほうが効率的だということだと思うのですが、県としてどのような認識をしているのでしょうか。

そして、計画では10年間で大変厳しい農業情勢だけれども、果樹の振興を図り生産量は維持するということですね。そうであるならば、学校給食の点についても非常に数字が低いわけでありますから、もう少し具体的な数値目標を持って支援していくべきだと思います。ただし、学校給食の食材については父母負担でありますから、県が食材購入に対する支援を行うなどして17.6%の地産地消率を10年間で5割にするなどの具体的な目標を持って取り組むべきではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○伊藤流通課総括課長 消費量が減った要因は、委員おっしゃるように、やはり加工品などを多用してきているというのが一つ、あとはコストの問題があります。やはり予算が限られておりますので、その中で賄うということになります。そういった問題はございますけれども、私どもとしては今後市町村を巻き込んで地域ぐるみでの地産地消を進めていきたいと考えております。私どもが調査した相手方からのいろいろな記述などを見ますと、どこで買っているのかわからないなどあり、ほとんどが業者任せの状況でした。例えば、盛岡市なら盛岡市でとれるものを使えるような食材供給の仕組みをつくっていく、または産直から直接仕入れていく仕組みをつくってまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 そういう努力をしてほしいと思うのですけれども、具体的に数字を上げるには、予算的に給食費がふえてしまうという問題、あるいは給食センター化に伴って加工品にシフトしてしまうという課題があるわけです。そういう中で、どうやって県内産を学校給食に活用するかということクリアしていかなければならないかと思ったのです。学校給食の食材は父母負担なわけですから、今でも恐らく年間5万円から6万円の負担になっていると思うのです。これが上がるとなれば、耐えられないわけですから、市町村と

連携をしながら県産品に対しての支援をするなどの具体的な支援をしていくべきだと思います。また、これは10年間の計画ですから、計画をつくるのであれば学校給食への活用を割合で示して、この10年間で例えば5割にするという計画にすべきではないかと先ほど質問したわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○伊藤流通課総括課長 学校給食に関しましてはさまざまな課題がございますので、供給側だけで済む話ではなくて、父母を巻き込んだ学校側との議論になろうかと思えます。例えば北上市や奥州市は給食の地産地消を盛り上げるための協議会を地元関係者で開催をしたりして、どれだけ学校給食の地産地消を高められるかという細かい取り組みをやっていきます。そういったところに対して、県としてぜひ支援していきたいと思っております。また、産直があるだけではお客さんが来ない時代になってきていますので、産直から学校給食に供給できる仕組みづくりをしてまいりたいと思えます。ただ、予算的なことに関しましては十分な検討が必要だと思いますので、ここで答えはできません。

○高橋孝眞委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって岩手県果樹農業振興計画について調査を終了いたします。

次に、岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画について調査を行います。調査の進め方についてであります、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思えます。

それでは、当局から説明を求めます。

○藤代畜産課総括課長 それでは、お手元にお配りしておりますA4判の資料に基づきまして、岩手県酪農・肉用牛近代化計画について御説明をさせていただきます。

最初に、作成趣旨でございます。この計画は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づきまして酪農及び肉用牛生産の振興を図るために必要な施策展開の指針として策定しているものでございます。また、策定に当たりましては、平成27年4月に公表されました国の基本方針ですとか、いわて県民計画の農業施策の方向との調和を図り、策定しているものでございます。

次に、2の計画期間でございますが、今年度から平成37年までの10年間としております。

次に、3の基本方針及び主な目標についてでございますけれども、基本方針につきましては本県が酪農及び肉用牛生産の主産地として持続的に発展していくため、飼養規模の拡大と生産性の向上による足腰の強い経営を確立し、競争力の高い産地を形成していくとしてございます。

主な目標でございますけれども、最初に生乳の生産数量及び乳用牛の飼養頭数の目標でございます。飼養戸数につきましては、今後も残念ながら減少が続くと見込まれるところでございます。県内におきましては年間出荷乳量1,000トン、販売額にしますと1億円以上という、いわゆるメガファームという農場もあらわれてきておりますので、経営規模の



拡大や乳用牛の泌乳能力の向上、牛乳の消費拡大に取り組みまして生乳生産量はおおむね現状維持という目標を設定しているものでございます。

また、肉用牛の飼養頭数の目標でございます。同じく肉用牛につきましても飼養戸数の減少傾向は今後も続くと思込まれます。そうした中でも繁殖雌牛 20 頭規模以上の農家は県内の飼養農家の 4 %、数にして 200 戸ほどございますけれども、こういった経営体を育てていきたいと考えております。また、肥育経営体では 100 頭以上飼養するような経営体、黒毛和種ですと 10%程度の 50 戸ほどありますけれども、こういう経営体をふやしていきたいと考えております。このような取り組みによりまして、肉専用種の増頭を図りまして、肉用牛全体の飼養頭数としてはおおむね現状維持という目標を設定しているものでございます。

また、③の自給飼料の目標でございます。これについては目標となる牛を飼養するために必要となる栄養量を踏まえつつ、県内の豊富な飼養基盤から必要可能な栄養量を算出して設定するものでございまして、酪農で 62%、肉用牛では約 80%という目標値を設定しているものでございます。

2 ページをお開き願います。主な取り組みの内容についてでございます。(1)の担い手の育成から次ページの(7)東日本大震災津波からの復旧・復興までの七つ掲げさせていただいております。最初に、担い手の育成と労働負担軽減に向けた対応についてでございます。担い手の育成につきましては関係機関、団体と連携した就農相談ですとか、技術習得の場として活用いただいておりますけれども、酪農、肉用牛ヘルパーを活用して担い手育成に努めていきたいと思っております。また②のところでございますけれども、昨年度から取り組み始めました牛飼い女子の取り組みが広がりを見せておりますので、女性の経営参画促進に力を入れまして、女性リーダーのネットワーク化やグループ活動の支援を進めていきたいと考えてございます。

また、労働負担の軽減でございます。コントラクターは県内 20 カ所、TMRセンターは県内に 4 カ所ございますが、このように外部から酪農あるいは肉用牛経営体を支援する組織が広がってきておりますので、こういう組織の活用促進で労働負担の軽減につながるよう取り組みを進めていきたいと考えてございます。

次に、(2)乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応についてでございます。まず、酪農についてでございます。これにつきましては先ほど申し上げました外部支援組織である TMRセンター、これは牛に与える餌を牧草から濃厚飼料と言われる配合飼料をまぜて供給する牛版の給食センターのような組織になりますけれども、そういうものを経営の中に取り入れた省力体系でもって、メガファームを育成していくことを進めていきたいと思っております。また、牛の能力向上、1 頭当たりの出す牛乳を多くしていくという泌乳能力の向上も進めていきたいと思っております。

また、肉用牛でございますけれども、県内 8 カ所にあるキャトルセンターは、牛を冬期間預かり農家の省力化や増頭に寄与している施設でございます。こういった施設を活用し

た肉用牛の経営体の育成あるいは繁殖肥育の一貫経営化を進めていきたいと考えています。

(3) 国産飼料生産基盤の確立でございます。飼料生産の省力化ではコントラクター等の外部支援組織の育成や外部支援組織を核としました粗飼料の広域的な流通体制を県内で構築していきたいと考えてございます。また、自給飼料の増産では飼料用トウモロコシの作付拡大、それから面積が拡大しております飼料用米、稲WCS（ホールクロップサイレージ）の生産利用の拡大に取り組んでいきたいと考えてございます。また、放牧の推進でございますけれども、これは県内に100カ所以上あります公共牧場の利用を基本にしつつ、水田や耕作放棄地を有効的に活用していきたいと考えてございます。

(4) 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実でございますけれども、家畜衛生対策では全農家の巡回指導あるいは自衛防疫活動の支援を進めていくこととしております。

3ページをお聞きいただきたいと思います。畜産環境対策の充実・強化でございますけれども、これにつきましては堆肥の土壌改良資材としての活用あるいは化学肥料の代替資材としての活用を進めていきたいと思っております。また、耕畜連携を強めていきたいと考えています。

(5) 畜産クラスターの取り組み等による畜産と地域の活性化でございます。これについては地域全体で畜産の収益向上を図るという畜産クラスターの取り組みが最近広がっておりますし、またいろいろなご要望もいただいておりますので、ここの取り組みを進めていきたいと考えております。

また、(6) 畜産物の安全性確保、消費者の信頼ニーズを踏まえた生産供給の推進でございます。これは主に畜産物の販売あるいは付加価値化の取り組みという部分になりますけれども、これにつきましては6次産業化の推進ですとか、アジア、アメリカ等をターゲットとした牛肉の輸出拡大を目指します。また、畜産物の安全性の確保、畜産物に対する県民理解の醸成では、生産段階での衛生管理の徹底、それから理解醸成の部分で学校給食を活用した食育あるいは産地交流を進めていきたいと考えているところでございます。

最後の(7) 東日本大震災津波からの復旧・復興でございます。これは牧草の放射性物質検査を行って、全て利用自粛解除にできるよう現在取り組んでいるところでございます。また、汚染牧草が処分されるまでの適正保管の取り組みの継続について進めていきたいと考えているものでございます。

その他でございますけれども、市町村におきましても県の計画策定と並行して5月までに市町村の酪農・肉用牛生産近代化計画の策定を予定しているものでございます。一部国庫補助事業実施に当たってはこういった計画の策定が求められてございますので、市町村においても県と同じような形で取り組むものでございます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し質疑、意見等はありませんか。

○菅野ひろのり委員 乳用牛についてお聞きしたいと思います。

まず、近代化計画書の中の前提を確認したいのですが、9ページの経営方式の指標についてです。この中で120頭飼育すればこれだけの利益が出ると書いてありますけれども、

経産牛、要は牛乳を出せる牛が120頭いるということは、出産をする前の牛が必ずいることが前提なわけではありますが、そういった経費が書かれていません。私が一番懸念しているのが、売り上げや粗飼料生産の指標は入っていますけれども、経費の中身が全く記載されていないということです。この指標はどの程度精度があるものと考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤代畜産課総括課長 酪農家におきましては、育成牛を抱えた中で、過度にならない程度の後継牛を抱えた中で生産を行っていくというのは、当然行われている行為でございます。この計画の中で経費が明示されていないというのは御指摘のとおりだと今思ったところでございます。この中に示している経費の中にはその経費は含まれています。今細かい資料を持ち合わせていないので、この経費の中の内訳ということではお答えを申し上げにくいのですが、例えば平成25年度の経産牛1頭当たりの育成にかかる経費については2割ぐらいで見えています。

○菅野ひろのり委員 コストがどのくらいかというのが正確に把握できなければいけないと思っていますので、その詳細をぜひいただきたいと思います。

今回の計画では、後継者が少なくなって、頭数も減っていく中で、大規模にやっていくところ、後継者がいるところにお金を投資していくという流れだと思います。その場合にメガファーム、要は100頭以上の規模の酪農家をふやしていく前提だと思うのですが、現在岩手県で100頭以上の経営体はどれくらいあるのでしょうか。

○藤代畜産課総括課長 平成26年度時点で100頭以上飼養する農家の戸数でございますけれども、酪農家1,000戸中19戸で、割合にしますと1.9%です。これを10年後には、2倍の40戸ぐらいまでふやしたいと考えています。また、これにつながっていくものということで50頭以上飼養する農家で見ますと、15%の150戸ぐらい現時点でございますので、ここを底上げして、100頭以上飼養する農家にしたいと考えているところでございます。

○菅野ひろのり委員 先ほどの指標のところであった100頭以上飼養する農家であっても県で試算されているのは家族経営が前提だと思います。農業全般にいえませんが、規模拡大だけがいいわけではなくて、それ以外の農家もしっかりと手当てした上で規模拡大をすべきだと考えています。この計画の中で、規模拡大に当たり粗飼料生産の自給率を上げていくということが書かれておりました。農林水産省の統計によりますと、本県での飼料の作物作付実面積は、1農家当たり10ヘクタールと非常に少ない規模なのです。例えば100頭以上飼養になると50ヘクタールは確実に必要なわけで、どの程度自給飼料の生産が見通せているのか、お示してください。

○藤代畜産課総括課長 県内の事例ということになりますけれども、100頭以上飼養するとなると搾乳など牛の管理に要する時間がかかりかかってまいります。そうすると自給飼料生産を家族経営内で賄うのが難しいような状況になってくるケースもございます。そういった農家においては、先ほど申し上げました外部支援組織、コントラクターやTMRセンターを有効的に活用して、粗飼料確保という形に誘導しながら進めていきたいと考えて

いるものでございます。

また、県内のコントラクターというのは地域内で動いているところがほとんどなのですが、県内全域を対象にして動く広域コントラクター組織も出てきていましたので、その活動も組み入れながら、大規模化を目指す経営体に対しては活用を進めて、生乳生産の拡大を進めていきたいと考えているところでございます。

**○菅野ひろのり委員** 県内全域をカバーできるコントラクターがあるというのは非常に心強いと思いましたので、供給量がどの程度間に合うのかはわかりませんが、ぜひこれからも進めていただきたいと思います。大規模経営を進める上で、1カ所に農家を集めるということは、必要な50ヘクタールの牧草地は点々としているはずですが、それを全部賄い切れなくなると、今度はそこが耕作放棄地になっていくという課題もあると思いますので、その点についてもぜひ目を向けて考えていただきたいと思います。

最後に、2点お聞きします。規模拡大で家族経営のメガファームが出てきますと、酪農ヘルパーの需要が非常に高まると思います。ここに少し書いてありましたけれども、ヘルパーに来るスタッフの数も恐らく減少傾向になっていると思いますが、これに対する具体的なスタッフ確保方法をどのように考えているのか、今されていることがあればお聞きしたいと思います。

もう一点が、和牛についてでございます。和牛の出荷の月齢を20カ月から少し短くして早目に出荷するというコスト削減の試みもあるかと思いますが、その計画が入っていないと感じましたけれども、実際そういった取り組みを県で推進しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○藤代畜産課総括課長** 大規模化すると飼養基盤が点在化してそれが大変ではないかという御指摘がありました。そのとおりだと市町村から聞いております。例えば牧草収穫やトウモロコシ収穫に片道30キロメートルぐらいかけて行かなければならない農家もあると聞いております。地域によりまですけれども、農地の集約化を図るような取り組みを御紹介させていただいて、現地ではなるべく利用権を調整できるよう取り組んでいるところでございます。

また、ヘルパーの関係でございますけれども、現時点で16組合でございます。ヘルパーの人数については、若干減少傾向ではありますが、今時点で80人ぐらいとなっております。要員確保については、御指摘のとおり課題になってきてございます。新たに酪農に興味を持ってやってみたいという方については、ヘルパーのところで技術習得して就農するという流れがこれまでもできていましたので、その流れを要員確保につなげられるよう県では取り組んでいるところでございます。

また、和牛の若齢肥育でございます。これについては来年度、宮城県でございます全国和牛能力共進会で出品区分が若齢肥育24カ月齢という牛がコンテスト対象となっていて、既に県内で候補牛のための肥育も始まっております。その取り組みを通じまして、どうしたら早く出荷できるのかというところを農家に習得していただければと思っております。

また、若齢肥育がコスト削減につながることから、研究機関でもそういった研究を進め、普及の現場において技術を紹介させていただき取り組みをしているところがございます。

○菅野ひろのり委員 若齢肥育のことをお話しいただきましたけれども、長崎県でも同様の取り組みを率先していて、長崎型新肥育技術ということで、1頭当たり20カ月から18カ月に短縮すると1頭当たり4万円のコスト削減、経営全体で1,600万円のコスト削減につながるのお話もあります。岩手県でも、早期に若年層でも出荷できるように事前に粗飼料を少し多給するなど県独自の肥育技術を検討いただいて、宮城県での共進会に向けての取り組みをこれからもしっかりとお願いできればと思います。

○藤代畜産課総括課長 前回の長崎県での共進会のときには、岩手県内の農家は通常ですと9カ月齢で子牛を飼ってきて、20カ月齢の飼養を経て出荷するスタイルが主でございましたので、その部門で上位に入るのが難しい状況でした。今回は4カ月齢ぐらいで肥育農家に引き渡して、同じ20カ月齢飼養してもらう取り組みを進めております。そういった中で若いうちから肥育の仕上げまで、どういう技術があるかというところを県内の農家もよく習得していただけるのではないかと考えております。

○高田一郎委員 10年計画において、規模を拡大していくということなのですが、乳用牛については自給飼料の栽培面積や労働力、あるいは頭数の問題などいろいろと複合的に絡み合っていると思うのですけれども、県として適正規模はどれくらいだと考えているのですか。

○藤代畜産課総括課長 県で乳用牛の適正規模というのは、具体的に定めているというものではございませんが、一つの目安として乳価がございます。現段階では109円ぐらいまで高まっておりますけれども、100円ぐらいの相場の中で採算がとれるように飼養できる形が必要だろうと思います。適正規模をきちっと定めていないというのは、その中で例えば交雑種の交配で一定程度収益を確保することもありますし、あるいはそんなに頭数がいなくてもチーズやヨーグルトなどで経営内の収入を確保するという取り組みをやられている農家もいらっしゃいます。もし牛乳だけを搾るのであれば、先ほど申し上げましたとおり現時点での乳価の中で採算が合う頭数を飼っていただくというアドバイスをさせていただいているところがございます。

○高田一郎委員 規模拡大の先進地である北海道などでは法人化しているところがあるのですけれども、大規模農家でも離農に追い込まれる場合もあり、決して成功しているとはいえないと思います。規模拡大に伴う過重労働やふん尿対策、また家畜の疾病予防の対応など病気の問題もあります。大規模にすれば個体乳量は多くなるけれども、供用年数の短縮をするということもありまして、単純に規模を拡大すれば酪農、畜産はうまくやっていけるということではないと思います。その辺についてお伺いしたいと思います。

また、計画の中で、ここ数年間の離農状況の表があります。酪農と肉用牛とありますけれども、これは単年度ごとの実数だと思います。その下の表の法人経営体数については、今現在県内にある法人数がこの数字で推移しているということなのですか。それとも毎年

このぐらいずつ法人がふえているということなのですか。

そして、離農戸数や法人経営体が減っているのであれば、その要因をどう分析しているのでしょうか。

**○藤代畜産課総括課長** まず1点目の御質問についてでございます。大規模化のみが目指す方向ではないのではないかというお話でございましたが、それはそのとおりでございます。今から酪農を始めようとするれば、ゼロからのスタートですので億単位のお金が必要になります。さらにこれが大規模化となりますと、飼料生産から搾乳までいろいろな機械設備が必要になりますので、それを経営の中で償却できる経営が求められます。そうではなくて、例えば親子で経営するほうがゆとりのある生活が送れる、そこを目指すのであればそれはそれでありだと考えております。そういう多様な経営体が県内で育ってくれば良いと考えておりますので、小さい経営体を否定しているものではございません。

また、19ページの記載内容でございますけれども、法人経営体数については、現在の実数値でございます。大規模な法人が倒産してやめたということで、減少しているものでございます。

**○高田一郎委員** 多様な経営体があるということですね。国は規模拡大を政策的にシフトして、そこに支援をするというのが基本的な考え方です。先ほど藤代畜産課総括課長が言ったように、畜産についても、また農産物全般に多様な担い手があって、農村がうまく回っていると思いますので、多様な担い手を支援していくというスタンスで取り組んでいただきたいと思います。

法人経営体数については実数だというお話がありました。これは、大手の法人が経営に行き詰まっているというお話でありますけれども、具体的にどんな理由でこれだけ減っているのでしょうか。国は法人化を目指しているわけですが、なぜ法人がこのぐらい減ってきているのか、その要因について御答弁いただきたいと思います。

**○藤代畜産課総括課長** 詳しいことはわからないのですが、最近ですと1万頭ぐらい飼養していた会社組織については、本社組織が全国規模の会社でした。そのため、本社の倒産に伴い岩手県からも撤退しました。また、原発事故等の影響で出荷が滞って資金繰りが苦しくなり、法人化していたけれども、畜産業から撤退したという事例も聞いているところでございます。

**○高橋孝眞委員長** 審査の途中ですが、この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

**○高橋孝眞委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○藤代畜産課総括課長** 午前中、菅野委員から乳用牛の育成経費についてどの程度かとの御質問を頂戴しておりましたが、そのことについてお答えさせていただきます。

今回の経営経費の積算の際に、乳用牛の育成費については、飼料費、乳用牛償却費、水

道光熱費、農機具費、衛生費あるいは労働費で積算を行ってございます。飼料費が5割ぐらい、労働費が2割ぐらいとなっております。ただ大変申しわけございませんが、乳用牛の育成費での積算はしておりませんでしたので、その分については現時点では数字をお答えできないような状況でございます。答弁で大体2割ぐらいとお答えさせていただいたことにつきましては、平成25年度の酪農の経営経費の資料を持っておりました。その中で経産牛の経費を2割以下に抑えるということで県が指導を行っておりますので、そういった意味で2割程度と答えさせていただきました。おわびして訂正させていただきます。

○吉田敬子委員 飼料の自給率というのは、県産以外には外国産も入っているのでしょうか。また10年後の目標では2倍にしていこうということですがけれども、実際にできるものなのでしょうか。できればしていただきたいと思うのですがけれども、改めて伺いたいと思います。

○藤代畜産課総括課長 飼料の自給率ですがけれども、岩手県は原発事故の影響で牧草地が使えない状況になりました。1万2,000ヘクタールほどを除染するため、農家には牧草を使わないように指導し、海外あるいは他県の餌を使うように伝えています。そのため自給率が非常に低下したところでございます。除染は96%ぐらい完了して、使えるような状況になってきましたので、積極的に活用推進に努めていきたいと考えてございます。そこで10年後には何とか6割まで持っていきたいということで目標を掲げたものでございます。

○吉田敬子委員 10年前の数字に戻すのが目標値ということでしょうか。もう一つ私が懸念しているのが飼料用のトウモロコシというのは、TPP締結後に海外からもっと来るのではないかと思います。食の安全がいわれる中で、消費者の中には飼料も気にする方が多いので、県産の自給率の向上も大事ですがけれども、国産のものを使うという努力が今後大事になってくると思っているので、質問させていただきました。改めてお伺いいたします。

○藤代畜産課総括課長 飼料自給率でございますけれども、原発事故前は大体4割でした。それから、飼料用のトウモロコシの関係ですが、現在も海外から入ってきていますけれども、牛乳生産に当たりましては遺伝子組み換えを気にされる消費者の方もいらっしゃるもので、遺伝子組み換えではないというものを使ったりしています。また、なるべく餌のコストを下げるという意味合いで岩手県産を含めた国産のトウモロコシの実だけを使って、よりカロリーが高い餌に調製するという研究実証にも取り組んでおります。委員おっしゃるようになるべく県産も含む国産のものを使って飼料コストを下げ、あるいは特色を出す取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○吉田敬子委員 遺伝子組み換えのトウモロコシについては、消費者の中ですごく懸念されていますので、ぜひ積極的に県産もしくは国産の使用を進めていただきたいです。この資料にも、飼料費が生産費の約4割を占めると書いてあります。やはり安いものが入ってくるとどうしてもそちらにシフトしてしまいがちになりますので、そこを県として支援していくべきだと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○藤代畜産課総括課長 委員のお話のとおりだと思います。先ほどトウモロコシのみのお

話をさせていただきましたけれども、ここ2年ほど水田での飼料用米の生産がかなり拡大しております。こういったものを積極的に活用して、なるべく県産のものを使っていくという形で進めていきたいと考えてございます。

○高橋元委員 TMRセンターの説明について、添加物等との記載があり、等がついているのが気になりました。添加物については人間であればいろいろな問題があるのですけれども、飼料については問題ないのでしょうか。

それから、農場HACCPの関係です。危害を与える要因ということで微生物、化学物質、注射針の残留等があるのですけれども、この項目はどのくらいの数があるのでしょうか。農場HACCPというのは今まで私は聞いたことがなかったのですが、今後は普及していくものなのでしょうか。

それから、放射能に汚染された牧草の処理のお話です。これについては焼却等をしていると思いますけれども、現在どの程度あって、どう処理しているのか、またいつごろまでに完了する見通しなのかを示してください。

そして、除染後に生産される牧草等の安全性の確認という文言があるのですけれども、これについての見通しはどのようなのでしょうか。

○藤代畜産課総括課長 添加物についてですが、これは牛にとって必要な、例えばカルシウムやビタミンを添加物ということで混合し、それを使うということでございます。

それから、汚染牧草の処理の関係でございますけれども、汚染牧草は約2万トン発生したのですが、現在64%ほど処理が完了してございまして、残りが3割程度となっております。それについては、市町村で焼却するということになっております。昨年1年間を見ますと、2,600トンほど処理されたという状況になってございます。今後の推移については、一部焼却について調整している市町村がございまして、その数量により、これからの経過を見ていく、あるいは支援していくことが必要かと思っております。

それから、牧草の安全性の確認ですが、利用自粛解除の際に牧草検査を行って安全性を確認しているものでございます。利用自粛をお願いした除染対象の牧草地の残りが651ヘクタールほどありまして、今年度中に安全性が確認できれば全て自粛解除ということにしたいと考えてございます。

○菊池振興・衛生課長 農場HACCPは、安全な畜産物を生産するために農場の生産工程における被害要因を監視し、コントロールする手法でございます。現在全国で56農場が認証を受けておまして、本県では6農場が認証を受けております。また、この認証は取っていないものの、この考え方に基づいて日常の飼養管理を的確に努めているところが県内に1農場あります。

今後も農場HACCPの普及を進めながら、衛生面の管理を徹底してまいりたいと考えてございます。

○藤代畜産課総括課長 申しわけございませんが、農場HACCPの概要については、菊池振興・衛生課長がお答えしたところですが、項目については手元に資料がござい



ません。確認して後ほどお答えさせていただきます。

○高橋元委員 添加物の件は、牛の健康増進のためと聞いて安心しました。密集して家畜を扱うと病気が心配なために、あらかじめ抗生物質のようなものを添加するという心配がありましたので、お聞きしました。牛の健康面のことをしっかりとやるということはいいいことだと思っております。

HACCP対応の農場は県内で6カ所あるとのことでした。これを導入したことによって、販路が拡大する、あるいは販売価格等が上がるなどの影響や効果はありますか。

○藤代畜産課総括課長 農場HACCPは、国が認証する農場になります。販売に有利かというのは少し意味合いが違いまして、モデル的に取り組まれていると承知してございます。これとは別に洋野町の牧場で集中的に行われていまして、乳業工場と直結した形でHACCPに近い取り組みをしている農場がございまして、ここでは差別化してなるべく付加価値をつけて販売する取り組みをしております。

HACCPの取り組みを行うことによって、衛生面で乳質が非常に高くなっていきますので、その分を乳価として課金されるということもあります。その点で農家の所得はふえるということになってございます。

○高橋元委員 費用対効果もあると思いますが、HACCPに対して補助等もあるという説明がありましたけれども、今後は対象の農場をふやしていくのでしょうか。

○藤代畜産課総括課長 HACCPを目指している農場は県内にあると聞いてございます。家畜保健衛生所が中心になるのですけれども、そこに対しては技術指導をして、技術が農場内で展開できるように進めていきたいと考えてございます。

○菊池振興・衛生課長 先ほどのHACCPの項目でございまして。こちらは被害を与える要因、例えば微生物や化学物質、注射針の残留について農場ごとに決めて、その中で被害を防止するための環境をつくるということになってございます。

○嵯峨耆朗委員 この計画は牛ですけれども、豚や鳥の計画もあるのですか。

肉専用種にその他という項目がありますが、これは何ですか。

生産近代化計画ですから関係ないのかもしれませんが、レンダリングについてはどう考えているのでしょうか。

○藤代畜産課総括課長 豚や鳥については企業体でやられておりまして、県の計画として策定しているものはございません。

肉専用種のその他ですが、育成牛や肥育までいかない子牛を区分して記載しているものでございます。

それから、レンダリングのことですが、県内に必要な施設だと認識してございますが、今まで民間でしていたということと、あとは施設を運営するためには専門的な技術あるいは販売ルートが必要になると思います。過去には民間企業で設置する動きもあったと聞いておりますので、引き続き農業関係団体などの動きに対応していきたいと考えてございます。

○**嵯峨耆朗委員** その他のところですけども、短角牛はどこに入っているのでしょうか。肥育牛や繁殖雌牛にそれが入っているのでしょうか。

そして、レンダリングについてです。随分議論になって、県がどこまで絡むのかわからないんですけども、岩手県で処理する計画で見ると10万頭ぐらいを想定されていますよね。そうすると、その分の残渣が出るわけです。それをどう処理していくのかも考えないと、中途半端な畜産県になっていくのではないかと懸念しています。

先日、全農の方とお話をしたら、牛の輸出額で一番多いのが皮で、肉ではないそうです。宮崎県にある南国興産に何年前かに視察に行ったのですが、そこでも皮を一生懸命つくっていました。そこで聞いた話ですが、塩分濃度が均一ではないものや保存している間にまだらになったものは価格が安くなり、値段が数倍違うのだそうです。そのため、肉だけではなくて、皮を販売することによって、畜産の売り上げを高くすることができるわけです。9万頭処理しているということは9万頭分の皮が出るわけですから、県がどこまでかかわることができるのかわかりませんが、可能な限り農業団体等を含め一緒にやっていくべきだと思います。

○**小岩農政担当技監兼県産米戦略室長** 嵯峨委員の御意見についてですけども、レンダリング事業は大きく二つに分けて考える必要があるかと思っています。

一つは、有価物の処理に係るレンダリング事業です。これは皮、あるいは脂にかかわってくる事業であります。これにつきましては、現在県内に事業所が1カ所ございまして、そこが適正に処理して、そして皮製品もつくって、流通をしていると認識しております。

もう一つの問題といたしましては有価物ではない、産業廃棄物である死亡牛の処理をどうするかということです。これにつきましては、先ほど藤代畜産課総括課長がお話ししましたとおり、ふだんの牛飼いの中で残念ながら発生してしまうものです。これは産業廃棄物ですから、排出者責任になりますので、関係団体がどうすべきかを考える必要があると思いますし、その上で県も畜産振興という観点から、この死亡牛の処理についてどうあるべきかを考えていかなければいけないと考えております。レンダリング事業について大きく二つに分けて整理をして、これからも進めてまいりたいと考えております。

○**藤代畜産課総括課長** 先ほどの嵯峨委員からの短角牛はどこに入っているかというお話でございましたけれども、御指摘のとおり肉専用種の繁殖雌牛並びに肥育牛に短角牛もカウントしているものでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 小岩農政担当技監兼県産米戦略室長が言われているように産業廃棄物の問題であって、これをどう処理するかは県が主体的にやる問題ではないというのは、確かにそのとおりです。ただ、畜産振興と表裏一体でなければならないので、畜産県としては重要になってくると思うのです。ですから、排出業者だけではなく、県と一緒にやっていかないと難しいと思います。どこまで県が関与できるかどうかわかりませんが、やってほしいと思います。

○**小岩農政担当技監兼県産米戦略室長** ただいまお話がありましたとおり、私どもは排出

者責任といっても、丸投げするわけでは決してありません。早急にレンダリング事業を進めるまでにはいかないのですけれども、当面畜産農家の不便を解消するために、県のBSE検査施設や地域が設置すべき地域保管施設につきましても、地元の市町村あるいは農協と協議をしながらどうあるべきかを検討して、現在その整備に向けて進めております。その延長線上で最終的に県内で処理すべきなのか、そうでないのか。処理すべきであるとしたらどういう形がいいのかなどにつきましても、団体等とお話をしながら方向性も含めて検討してまいりたいと考えております。

○渡辺幸貫委員 レンダリングですが、脂や皮などのもうかる部分と、産業廃棄物となって余りもうからない部分があるわけです。今、県内にある事業者は脂と皮のもうかる部分だけをやっているわけです。しかし、もうかる部分ともうからない部分を上手に一体でやらないとこの事業は成り立たないと思うので、その辺はぜひ配慮してやる必要があると思います。民間に任せておけば、もうかるところだけやって、あとは知らないとなって、畜産全体としてはバランスを欠くと思います。県として今後配慮する気持ちがあるかお尋ねします。

○紺野農林水産部長 いろいろと取り巻く課題もございますけれども、業界とも相談しながらどのような対応が適切かという観点から検討してまいりたいと思います。

○高橋孝眞委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画について調査を終了いたします。

この際、執行部から岩手県南へい獣処理協議会の設立についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○藤代畜産課総括課長 それでは、岩手県南へい獣処理協議会の設立について、お手元にA4判の資料をお配りしてございますので、これに基づきまして説明させていただきます。

金ケ崎町内への合築整備を予定しております県南13市町で発生する死亡牛のための県BSE検査施設並びに地域保管施設について、県南地域保管施設の管理運営主体となる岩手県南へい獣処理協議会が設立されました。

協議会の設立は3月30日でございます。

構成は1の(2)に記載してございますとおり大船渡市、花巻市など県南の13市町並びに関係農協など7団体でございます。

(3)役員でございますけれども、会長は金ケ崎町長が就任されてございます。

協議会が行う事業は(4)のところになりますけれども、県南家畜保冷施設の管理運営、死亡牛の適正管理に係る知識の普及啓発に取り組むこととされております。

また、2の県BSE検査施設及び地域保管施設の整備内容でございますけれども、建設場所は金ケ崎町和光地内でございます。

施設概要でございますが、構造は金属造平屋建てで鉄骨造でございます。床面積が318

平米、死亡牛の収容能力は33頭を見込んでいるものでございます。

全体の事業費は約3億1,400万円で、県と協議会の費用負担の割合はBSE検査施設、地域保冷施設の利用面積に応じて県が3分の2、協議会が3分の1でございます。

スケジュールですけれども、取り付け道路と保管施設の整備を行いまして、11月末の完成を見込んでございます。

2ページ目でございますが、建設場所の位置図、施設平面図を載せてございます。建設場所は写真の真ん中の赤で示してございまして、左の上に拡大したものを載せてございます。この設置予定場所は、最寄りの民家まで200メートルぐらい離れているところでございます。

施設の平面図でございますけれども、施設は大きく荷さばき室、BSE検査施設、地域保管施設で構成されているものでございます。

県といたしましては、協議会と連携しながら早期の施設整備とともに円滑な運営が行われるように進めていくこととしております。

○佐々木競馬改革推進監 岩手競馬の発売状況等につきまして概要を説明させていただきます。

お手元にお配りしたA4判の資料をごらんいただきたいと思います。資料は大きく三つの項目に分かれております。一つ目の項目は、平成27年度の発売状況等でございます。3月28日で平成27年度の全日程が終了したところですが、最終的な発売額は232億8,300万円で、計画達成率は100.6%、対前年度比では92.5%となっております。なお、平成26年度にはJBC競走という地方競馬で持ち回り開催という大きなレースを盛岡競馬場で施行した特殊事情がありましたことから、このJBC競走を施行した日を除いて比較いたしますと、発売額の前年度比は104.7%となります。また、平成27年度の最終的な収支につきましては、現在精査中でございますが、当期利益は2月22日の競馬組合議会でお示した4,500万円を上回る見込みとなっております。

次に、二つ目の項目は、平成28年度の発売状況でございます。まだ1開催、6日分の半分で開催から3日分でございますが、発売額の実績は6億700万円で、計画達成率は111.5%、対前年度比で110.5%となっております。また、他の主催者の勝ち馬投票券を発売する広域受託発売は4月5日からの発売となっております。

2ページ目でございます。参考といたしまして、平成28年度の開催日程等をお示してございます。ことしは盛岡競馬場開設20周年という節目の年でもあり、シーズン中には20周年記念競走やファン感謝イベントなども予定しております。また、水沢競馬場は希望郷いわて国体馬術競技の会場となることから、岩手競馬の魅力発信とともに国体のPRにも努めてまいります。

○高橋孝眞委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○菅野ひろのり委員 保管施設について、確認の意味を含めまして、御質問させていただきます。

資料の2、県BSE検査施設及び地域保管施設の整備内容についてです。11月末完成見込みということではありますが、運用開始時期は現時点でいつになる予定でしょうか。

○藤代畜産課総括課長 確定ではございませんが、施設完成後速やかにと考えてございまして、現時点では12月ごろからの使用開始を見込んでいるものでございます。

○菅野ひろのり委員 利用者の負担金など料金設定はもうできているものでしょうか。あくまでもこの設備の完成見込みだけという状況でしょうか。

○藤代畜産課総括課長 県BSE施設について、利用料は無料となっております。地域補完施設については、農家にどれくらい御負担いただくのかは協議会で決めていただくこととなります。

ちなみに、県北に五つほど地域保管施設がございますが、そこでは牛の月齢にもよって違ってきますけれども、無料のところから最大で2,000円ぐらいという料金が設定されている状況でございます。

○菅野ひろのり委員 収容能力が33頭で、うちBSEが16、それ以外の17頭が死亡牛の保管ということでしょうか。また、大船渡市などの構成団体の数が、私が想定していたよりも非常に多いと感じました。何カ月分保管できるなど処理能力はどの程度なのか教えていただきたいと思えます。

○藤代畜産課総括課長 BSEの検査施設については16頭の収容規模でございます。これは平成26年度の検査対象の死亡牛で48月齢以上のものでございますが、これが1日当たり2.6頭ほど発生しました。年末などは運搬ができないものですから、最長で6日間そこに置かなければいけないということを考慮し、またBSE検査施設は家畜衛生保健所の職員がそこに滞在して、検査のための試料をとったりすることもありますので、このような面積規模や頭数とさせていただいているものでございます。また、地域保管施設ですが、これも同じく平成26年度の死亡牛の発生頭数で48カ月齢未満のものになりますけれども、それが1日当たり4.2頭でした。これは最長保管期間を4日程度と見込んでこの頭数とさせていただいているものでございます。

○菅野ひろのり委員 協議会で行う事業の中で、死亡牛の適正管理に係る知識の普及啓発に関する事業というものがあります。これは施設を使う人向けなのか、それとも近隣周辺の方に対する説明を行うものなのでしょうか。地域住民の方への説明ということであれば、まだまだ専門的な理解が不足しているという懸念があるものですから、普及啓発に関する事業はどのようなものなのか、教えていただきたいと思えます。

○小岩農政担当技監兼県産米戦略室長 この事業の具体的な内容についてでありますけれども、ここで働く職員のスキルアップはもちろんですけれども、ここに死亡牛を搬入するであろう畜産農家の方々への指導をやっていきたいと考えています。例えば夏場は腐敗がよく進みますので、すぐに連絡をして持ってくるようにするなどの指導です。

レンタル事業者も腐敗が進んだ死亡牛については受け入れないことになっておりますので、そうならないように死亡牛の適正な収集運搬のための指導を畜産農家まで含めて

やっていきたいというものです。

○菅野ひろのり委員 先ほど死亡牛の腐敗のことについておっしゃっていましたが、農家は気をつけなければいけないと思います。また、この保管施設について、悪臭や水質汚染はないのだろうと考えておりますが、その点を確認させてください。

○小岩農政担当技監兼県産米戦略室長 ただいまの御質問ですけれども、これは整備に関して特にも地元の方々から言われたことでもあります。畜産振興上、必要な施設ではありますが、施設のジャンルからいえば、迷惑施設になります。そういうこともありまして、整備に関しては地元の方々と何度も協議をしております。当然、汚水は流しません。これは、建物の地下に貯留槽を設けて定期的に専門業者がくみ取って処理をしていただくということにしております。なおに関しまして、県北の施設よりもさらに能力の高い脱臭装置を入れることにしております。また県北では実質的に外で牛の出し入れをしておりますけれども、この施設はトラックごと丸ごと中に入れて、シャッターを閉めた状態で搬入、搬出を行います。そこまで徹底してやりたいと思っております。

○嵯峨耆朗委員 BSEに関しては予算にも出てきていましたが、BSE罹患牛はいるのでしょうか。

○小岩農政担当技監兼県産米戦略室長 国内では平成13年9月にBSEが発生しておりますけれども、その後の平成14年には餌の規制などの対策を打ちまして、一切発生しておりません。それであれば何のためのBSE検査なのかということですが、世界的な組織がありまして、そこでBSEの発生した国々を三つのステータスに分けております。一番上がBSEのリスクを無視できる国となっております、日本はここに入っています。この条件といたしまして、死亡牛の監視をして非常に安全であることを常に確認することというのがあります。我々はこれにのっとなって死亡牛のBSE検査をしているもので、決してBSEが発生しているものではございません。

BSE検査の効果ですが、本県から岩手畜産流通センターがアメリカや香港、シンガポールに牛肉を輸出しておりますけれども、これが可能になります。このBSE検査につきましては今後とも継続するものでございます。

○嵯峨耆朗委員 競馬についてお尋ねします。この計画は実績額で対前年比とありましたけれども、年度当初の計画はどうだったのか教えていただけますか。

何回も計画を見直しをしているために、計画額に対して100%を達成することは当然ですよね。対前年度比較である程度わかるのかもしれませんが、当初に見込んだ額が何らかの理由で達成できなかった。そして、計画変更をして、最終的には計画に対して100%達成したとなっておりますよね。

○高橋理事心得 平成27年度当初の発売収入計画額は213億6,900万円であります。

○嵯峨耆朗委員 ということは、当初よりよかったわけですね。そうだとすれば当初の計画も出したほうがいいのかではないですか。そうすれば当初計画よりも実績が上がっているのだということになると思います。年度の事業などを考えて、どうなっていくかという予

想を立てて計画をつくったのでしようけれども、それがわからないのはいかなものかと思えます。

○高橋理事心得 委員の御指摘の点もおっしゃるとおりでございます。競馬改革推進室内部で表記の仕方について工夫してまいりたいと思えます。

○嵯峨孝朗委員 これは事業ですから、当初見込んだよりもうまくいく場合もあるし、そうでない場合もあると思えます。それを押さえておかないと、なぜうまくいかなかったのか、またなぜうまくいったのかの分析ができないと思えますので、そうしたほうがいいのではないかということ指摘しておきます。

○高田一郎委員 1月18日から22日までにかけて発生した暴風雪被害にかかわる被害の現状と県の対応策についてお伺いいたします。

沿岸と内陸を含めて64億円ほどの被害が発生したとの資料をいただきました。昨日、一関市の担当の方にお聞きいたしましたら、被害から3カ月以上たっているのに、パイプハウスも撤去できない、再建の見通しがなく、この機会にやめざるを得ない実態があるということで大変驚きました。

そこで、現在県として被害の状況、あるいは再建状況がどうなっているのか、また県としてどういう支援を行ってきたのか、詳細な説明をいただきたいと思えます。

○中村企画課長 1月に発生しました暴風雪波浪の農林水産関係の被害につきましては、水産関係を中心に約64億円ということで確認してございます。これまでどのような対応してきたかということでございますけれども、農業共済に加入しているパイプハウスにつきましては早期の共済支払いに向けて対応するよう要請したところでございます。また、農業改良普及センターなどを通じて低利な運転資金を紹介していますし、施設の整備等につきましては、県単独事業のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業や、国が今回の災害に対応いたしました産地パワーアップ事業等の活用について進めているところでございます。

○高田一郎委員 さまざまな支援をしているということですが、そういう支援をしている割には、先ほど言ったように撤去もできない、あるいは再建の見通しも立たず、やめざるを得ないという状況が出ているのです。

現地で聞いたのですけれども、パイプハウスの撤去費用は10アール当たりで20万円ぐらいかかり、現在、市とJAと農家それぞれ7万円程度負担をするという新しい事業を展開しているそうです。それから、再建となりますと10アール当たり100万円ほどかかるのですが、これがなかなか大変だそうです。

先ほど共済の話がありましたが、加入率は3割程度です。しかも減価償却でみますから、実際は10年や20年たったパイプハウスは大して共済金がおりにないということで二の足を踏んでいる状況です。先ほど地域農業マスタープランや国の産地パワーアップ事業の話がありましたけれども、なかなかハードルが高いわけです。産地パワーアップ事業についてはTPP対策ということで、生産コストを10%以上下げなければならない、販売額を10%

上げなければならない、また規模拡大や効率化を求めている、それができる事業体でなければ支援できないものとなっています。県単独事業のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業についても、現場の実態を聞きますと、予算の枠が少なく、対応できないそうです。これらを打開していかないとまずいのではないかと思うのですけれども、この点はいかがでしょう。

○中村企画課長 共済金につきましては、2年ほど前に制度の充実が図られまして、撤去費用等につきましても共済の対象となる状況になりました。ただし、委員のお話にございましたとおり、施設が古くなれば、制度としてあっても、なかなか入らないという実態になっているのはそのとおりかと思えます。

そういうことで、国も産地パワーアップ事業等を用意されてございますけれども、産地をどのようにこれからつくっていくのかというきちんとした計画を立てて被災農家も巻き込んだ上で、産地づくりの中で整備を進めていただければと考えてございます。また県単独事業につきましても、市町村の考えているいろいろな支援等があると思えますので、地域として産地の担い手をどのように育てていくのかという視点でもって整備を進めていただければいいと思ってございます。

○高田一郎委員 先ほど中村企画課長から共済の支払いや運転資金の問題等、それから国のさまざまな事業があるというお話がありましたけれども、これで進んでいないのです。先ほど午前中の質疑の中で、国が進める大規模農家育成や効率化のみだけではなくて、多様な担い手が必要で、そこに支援することが岩手県の姿勢だという話をされておりました。

今回被害を受けたのは中山間地域ですから、ここに支援をしないと園芸農家は潰れて、後継者が育たないのです。私は被害を受けたハウレンソウ農家に聞きましたけれども、後継者が決まりつつあるそうです。しかし、今回のこの被害で県が支援してくれないと、将来展望がないと話されておりました。

国の産地パワーアップ事業というのはハードルが高くてかなり難しいです。私は、県単独事業のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業費を増額すれば、この被害農家は継続できるのです。支援をぜひやってほしいと思えますが、部長の御所見はいかがですか。

○紺野農林水産部長 実態はそのとおりかと思えます。ただ、そういった農家に対して、県のみが支援すべきなのか、当該被災地の市町村や団体も含めてどのような対応ができるのかを検討させていただきたいと思えます。この場で、直ちに支援できるかどうかというのは、お答えしにくいものがございますので、まずは検討させていただきたいと思えます。

○高田一郎委員 ぜひ検討していただきたいと思えます。JAも市町村も関係者のみんなが努力して、それぞれ支援策を打ち出しています。ただ、どうしてもJAや市町村の努力だけでは大変なので、県にも要請しております。当時、小原農林水産部長に聞きましたけれども、あれから3カ月たちますから、再建の見通しが立てるようにぜひ支援をしていただきたいと思えます。

次に農業農村整備事業についてお聞きいたします。先週、国の農村整備事業の予算配分



についての情報提供をいただきました。当初予算の 67%、国庫補助ベースでは 69%という非常に厳しい予算が配分されたようであります。

きのう、部要望ということで政府と県選出国會議員への要請がされたと伺っております。その要請内容について、もしわかれば説明いただきたいと思っております。

○**鷲野企画調査課長** ただいま委員おっしゃったとおり、昨日農林水産省及び県選出国會議員の方々に農業農村整備事業の予算について要請活動を行いました。内容は、委員おっしゃったとおり、平成 28 年度の当初配分につきまして、県予算に対して国費の配分が少ないという状況の説明、あわせて本県の基盤整備のおくれている状況や施設の老朽化が進んでいる状況にあることなど、本県の実情を含めて平成 28 年度の予算の追加措置等について部単独の要望を行ったところでございます。

○**高田一郎委員** 要望を行ったのはわかりますけれども、政府の対応がどうだったのかということと、あわせて自民党の県選出国會議員にも要請されたと伺っていますが、その対応についてもお聞きいたします。

○**鷲野企画調査課長** 昨日県選出の國會議員の方にも御説明をしました。平成 21 年度と平成 22 年度に農業農村整備関係の予算が大幅に削減され、まだその予算に届いてないということで、引き続き増額が必要だという話があったとのこと。さらに、農林水産省につきましても岩手県のみならず、全国的に都道府県の要望に対して不足している状況でありますので、引き続き予算の確保に向けて努力していく旨の回答をいただいているところでございます。

○**高田一郎委員** 農林水産省はそういう答弁をするのでしょうか。こういう予算配分というのは 2 年連続ですよ。現場では昨年も大変な驚きで、落胆の声が出ました。これによって事業計画が見直しになりますからね。例えば冬場の農閑期にする予定が農繁期にしなければならないということで転作にもかかわる、あるいは土地改良区への負担金もふえるわけです。また、事業ベースが延びることによって、事業全体の予算の変更も行うわけですが、6 割台の配分について県内にどういった影響が出ているのでしょうか。

そして、当初県がつくった予算は毎年見直しされるものですから、それが妥当な数字だったのかどうかを含めてお伺いしたいと思います。

○**伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長** 平成 27 年度の当初の国の配分は、県予算に計上いたしました国費に対して 57%程度の充足率だったということで地元の方々の期待に応えることが到底できない金額でございました。それを踏まえまして、昨年度の事業の実施に当たりましては、予定しておりました面整備の工事を縮小しました。それに伴って営農の準備も見直さざるを得ない、暗渠排水の工事についても予定した範囲ができなくて、その後に予定している作付にも影響があるなど、さまざまな混乱が現地において起きたと承知しております。また、継続地区のみならず、新規地区の採択におきましてもそういった影響は波及してきていると思っております。地域の方々は新規採択に対して期待も多くなっておりませんが、それが先延ばしになったという印象も持たれているかと思っております。

おります。

そういった状況が平成 28 年度においても完全に解消されているわけではないという状況で、充足率は去年の 57% に比べて六十数% と 7 割程度まで若干上がってはおりますけれども、地域の皆さんの期待に応えるためには更なる予算確保が必要だと思っております。本県の場合は農地の 8 割が中山間地域にございまして、新規の要望も中山間地域から多く出されてきております。先ほど中山間地域の地域政策の重要性というお話もございましたので、中山間地域の基盤整備を進めながら営農を継続していただく取り組みは本当に重要だと思っております。

平成 27 年度におきましては、途中 T P P 関連対策などの補正予算もございまして、それらを含めると平成 27 年度の県の当初予算に対して充足率が 85% 程度になっているという状況ではありましたが、完全には満たし切れていない状況でございます。

今後につきまして、今回の要望等の中でも T P P 関連対策の継続的な措置も盛り込ませていただいておりますので、まずは平成 28 年度の配分された予算を早期に執行するということを進めながら、必要な予算の措置について引き続き国に強く要望してまいりたいと考えております。

**○高田一郎委員** 県内各地で事業展開しているところに昨年もことしも大幅な予算削減で、新たな負担も求められ、営農意欲が減る状況ですので、ぜひ国にしっかりと予算要求をして対応していただきたいと思っております。

今後、第 2 次補正、あるいは T P P 関連対策、これは T P P あるなしにかかわらず、予算措置してもらわなければならないと思うのですが、この見通しはどのようなのですか。

**○伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長** 全国からたくさんの要望があって、今回の当初配分が全国の要望に応え切れていないという状況であることは農林水産省としても認識しているとおっしゃっていました。今後につきましては必要な予算が補正等を通じて確保できるように、たくさんのパイプやチャンネルを通じて我々も実情をしっかりと伝えていくなど、いろいろな取り組みをしていきたいと思っております。

**○高田一郎委員** 生産現場では非常に混乱が起きていると思っております。国にかわって説明責任をしてほしいということではないのですが、今後しっかりと県が現場に行って、なぜこういう状況になったのかを説明をしていただいて、理解をいただきながら事業を進めていくという対応をしていただきたいということを要望して終わります。

**○吉田敬子委員** 県のオリジナル品種の銀河のしずくについてお伺いいたします。先日、農林水産委員会の委員を呼んでいただきまして、イベントに参加させていただきました。また、きょうは米穀園芸生産流通議員研究会の中でもお米をいただきました。

これから平成 28 年産米が作付、生産、販売となっていくと思っております。実験に協力していただいた農家がいらっしゃると思うのですが、数はどれくらいだったのでしょうか。また、平成 28 年産米の生産農家数はどのくらいあるのでしょうか。

販売についてですけれども、販売は基本的には J A と、あとは自社で個別に販売できる

ようになっていると伺っているのですが、自社で販売する農家はどのくらいあるのかお伺いしたいと思います。

○**星野県産米戦略監** 平成 27 年度の銀河のしずくの協力農家は 7 カ所ございます。1 人 1 カ所の田んぼを貸していただきました。平成 28 年産につきましては、一般栽培に向けて 63 経営体で取り組みを開始しております。

販売の関係でございますけれども、一般販売は J A を通じることで考えておりますが、数量がふえることもございますので、3 経営体が販売実証の試験ということで、取り組んでございます。

○**吉田敬子委員** 3 経営体が J A 以外で自社販売できるということでした。平成 27 年度の実験の圃場として 7 カ所あったわけですが、私はその中の農家にお話を伺って相談を受けました。この農家は販売までできればやりたかったそうです。選定があったのはわかっているけれども、圃場を提供し、視察を受けたり、とぎ方や炊き方についても研修を受けたのにもかかわらず、実際には販売はできなかったそうです。ことし初めてということで、その 3 経営体の方に限られたのかもしれないのですけれども、その選定の基準はどうなっていたのでしょうか。平成 29 年産米以降は、販売を拡大していくと思うのですけれども、それに関する県の考え方はどうなっているのでしょうか。また、実験にかかわっていただいた農家に対してどのような説明をされたのかをお伺いしたいと思います。

○**星野県産米戦略監** 販売実証をしている 3 経営体につきましては、法人経営ということで継続性が担保されるということを前提に選定しました。また実際に栽培された方につきましては、それぞれの農協の中で腕が立つ人ばかりなので、農協の枠の中でできるものだと考えております。法人実証の場合は、あくまでも実証なので栽培面積 1 ヘクタール限定になります。J A が取り組む場合には、J A の裁量の中で面積を決めるということになります。また販売につきましても、法人でなければ販売できないということではなくて、農協と相談して、売り先が確定できれば、その方のお米を売り先に持っていくという方法はあるかと考えてございます。現地実証ということで、平成 29 年度までの 2 年間やる予定ですので、拡大するかどうかにつきましては今後検討していきたいと思っています。

○**吉田敬子委員** 今回選ばれた 3 経営体の方々が実際に今まで自社販売してきたことがなかった農家だったり、米生産農家だけではない方々が選ばれているようです。実験に携わった方々が本当は自分たちがやりたかったということで、県に対して不信感を抱いています。平成 28 年産米は三つの経営体でいくと思うのですけれども、自分たちでもっと販売も頑張っていきたいという方々もいるみたいですので、ぜひそういったところに拡大していくという検討もしていただきたいと思っておりますが、御所見を伺います。

○**星野県産米戦略監** 誤解があるようでしたのでお話ししますが、その 3 経営体につきましては、米を実際に生産している方に限定されます。品質管理ができない方にはやっていただけません。J A に対して行った同じ内容のプレゼンテーションをしていただき、中身を審査して、問題ないということで 3 経営体に決定したところでございます。

平成 30 年度以降は生産量がふえますけれども、それに対応するためにいろいろな生産、販売の方法は考えていかなければいけないと考えてございます。しかし、先走ることによって、値段を下げて、ブランド価値を下げてしまうことも考えられます。その辺をしっかりと考えながら御理解いただいたところで取り組んでいきたいと思えます。

○高橋孝眞委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月26日から27日まで、1泊2日の日程で実施いたします。おって、通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。